



(5) 相続戦略 「遺産分割の基本的な進め方(2)」

ー遺産分割のポイントー

公認会計士 長谷川佐喜男

1. 前回の遺産分割の概要で相続手続の中で一番重要な手続であることはお話ししました。相続税対策は生前に時間を掛けて行うのが理想ですが、対策を講じない内に相続が発生する事も多々あります。

相続発生後でも遺産分割を賢く工夫する事によって、相続税等を軽減させることができます。

遺産分割をする場合に注意すべき留意点を以下に挙げます。

① 今回の相続税の軽減を考えた遺産分割

・配偶者の税額軽減制度・小規模宅地等の評価減・自社株の分割取得等、今回の相続税の軽減を図れる特例を利用する。

② 相続後の所得税の軽減を考えた遺産分割

相続後の相続人各自の所得税の累進課税率や、遺産を相続した後に譲渡した場合の譲渡税などを考慮した分割を考える。

(イ) 地代家賃のような収入が発生する財産は、所得の低い人が相続することにより、所得税の累進課税率を低く抑えることができる。

(ロ) 住居用財産は、その家に居住している相続人が相続し、その後に売却したときには、3,000万円の特別控除の特例が受けられます。

(ハ) 不動産所得を得るための借入金については、その不動産を相続する人が、借入金の債務についても相続します。借入金利息は不動産所得の計算上経費に算入されることになります。

③ 今回の相続税の納税を考えた遺産分割

一度に相続税を支払う資金がない場合、延納や物納を考慮した遺産分割をすることにより、有利な納税方法を選択することができます。

④ 二次相続(次の相続)を考えた遺産分割

そう遠くない将来に起こる二次相続の時に相続税の軽減ができるように、将来資産価値が上がると思込まれる財産は子供に相続し、価値が下がると予想される財産は配偶者に相続することが基本的な考え方です。

上記のような点を考慮して遺産分割を行う為にも、相続税の申告期限までに共同相続人による円満な協議分割が出来ることが前提条件です。

2. 遺産分割のポイント

遺産分割をスムーズに行うことにより、あらゆる特例を利用することができますし、相続後の人間関係も円満にいきます。

① 遺産分割は相続人同士が権利の主張を繰り返すだけではまとまりません。お互いの立場を理解しながら互譲の精神で話し合うことが一番大切です。

② 『権利』と『義務』をはっきりさせる。

相続には財産等の「権利」のみを分割するのではなく、同時に配偶者の扶養や相続に付随する義務を履行する責任があることを認識しましょう。

③ 遺産分割において、次世代にどの財産を継承するかが問題ですが、被相続人と共に財産を築き上げた配偶者の老後の生活の確保を最優先に考える必要があります。